

吸 収 分 割 公 告

2022年2月24日

株主および債権者各位

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 内田 高史

当社（以下「甲」といいます。）は、吸収分割により、東京ガスネットワーク株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目5番20号）（以下「乙」といいます。）に対して、関係官庁の認可を条件として、甲が営む一般ガス導管事業およびこれに附帯関連する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は2022年4月1日であり、甲および乙の株主総会の承認決議は2021年6月29日に終了しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

また、この吸収分割に反対され、会社法第785条第1項の規定に基づき、株式買取請求権を行使される甲の株主様は、効力発生日の20日前の日（2022年3月12日）から効力発生日の前日（2022年3月31日）までの間に、甲に対して書面（様式自由）により、その旨、株主様の氏名または名称、住所、電話番号、株式買取請求に係る株式の数、並びに株主様の振替口座を開設している口座管理機関（以下「証券会社等」といいます。）の名称および加入者口座コードを、以下の郵送先宛にご通知ください。

また、ご通知に先立って、証券会社等に対して、個別株主通知の申出の取次請求および株式買取請求に係る株式の以下の買取口座への振替申請の手続きを行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票およびご本人様確認書類を上記の書面に添付し、ご通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、2022年3月31日までに以下の買取口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。実際に振替に必要となる期間は、ご利用の証券会社等により異なりますので、株式買取請求をご検討の株主様は、お早めに証券会社等にお問い合わせください。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）2021年4月1日設立のため、確定した最終事業年度はありません。

（郵送先） 〒105-8527 東京都海岸一丁目5番20号

東京ガス株式会社 総務部 総務グループ

（買取口座）

振替先口座（買取口座）管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	東京瓦斯株式会社
当社の加入者口座コード	002947302300969000030

以上